

旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民等が、地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携し協働しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の名称及び所管区域は別表のとおりとする。

(所掌事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、並びに意見を交換する。

- (1) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 地域のまちづくりの支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とし、その定数は各協議会の状況に応じ別に定める。

- (1) 地域に住所を有する者
 - (2) 地域で働き、又は学ぶ者
 - (3) 地域において事業活動その他の活動を行う者
 - (4) 公募により選任された者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、翌年度の末日までとする。ただし、任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の選任に当たっては、所管区域の住民の意見が適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会の代表となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長と協議の上、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、検討内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条の2 協議会は、特別の事項を検討するため必要があるときは、部会を設置することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の部会について準用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、地域活動推進課及び各支所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２６年１１月１０日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２８年３月１５日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。ただし、第３条第２項及び第６条の２第２項の改正規定は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成３０年４月１７日から施行する。

附 則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和４年１１月２１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年５月８日から施行する。

附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

名称	所管区域
中央・新旭川まちづくり推進協議会	(略)
豊岡まちづくり推進協議会	(略)
東光まちづくり推進協議会	(略)
北星まちづくり推進協議会	(略)
末広まちづくり推進協議会	(略)
春光まちづくり推進協議会	(略)
春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会	(略)
神居まちづくり推進協議会	(略)
江丹別まちづくり推進協議会	(略)
永山まちづくり推進協議会	・永山第一地区市民委員会の該当区域 秋月，流通団地 ・永山南西地区市民委員会の該当区域 永山１～６条１～１０丁目 ・永山南地区市民委員会の該当区域 永山町２～５丁目，永山７～１０条１～１０丁目，永山１１条１・２丁目永山１２条１～３丁目，永山１３条２・３丁目，永山１４条３丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第三地区市民委員会の該当区域 永山町７～９丁目，永山１～６条１１～１６丁目，永山７・８条１１～１８丁目，永山９条１１～１６丁目，永山１０条１１～１５丁目，永山 北１・２条６～９丁目，永山北３条６～８丁目，永山北４条６丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第二地区市民委員会の該当区域 永山町１０～１６丁目，永山１～６条１７～２４丁目，永山７・８条１９～２１丁目，永山北１・２条１０～１３丁目，永山北３条１０・１１丁目
東旭川まちづくり推進協議会	(略)
神楽まちづくり推進協議会	(略)
緑が丘まちづくり推進協議会	(略)
西神楽まちづくり推進協議会	(略)
東鷹栖まちづくり推進協議会	(略)